

愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>第3 設備に関する指針</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の指針は、次のとおりとする。</p> <p>① 宿泊室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室(以下「多床室」という。)を設ける場合、<u>多床室の定員は4人以下とすること。</u></p> <p><u>多床室の面積(利用者の宿泊サービス提供部分に係る床面積に限る。)を合計した面積は、次の面積以上とすること。</u></p> <p>(宿泊サービスの利用定員数－個室の定員数) × 7.43平方メートル</p> <p>エ 多床室の構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。なお、<u>プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要することではないこと。ただし、カーテンは認められないものである。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> | <p><b>第3 設備に関する指針</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の指針は、次のとおりとする。</p> <p>① 宿泊室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室(以下「多床室」という。)を設ける場合、<u>多床室の面積(利用者の宿泊サービス提供部分に係る床面積に限る。)を合計した面積は、次の面積以上とすること。</u></p> <p>(宿泊サービスの利用定員数－個室の定員数) × 7.43平方メートル</p> <p>エ 多床室の構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。なお、<u>プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があること。</u></p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p><u>カーテンにより仕切られている多床室は、外からの視線を確実に遮断できるしつらえになっており、パーティションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合には、多床室として取り扱って差し支えないこと。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> |

#### 第4 運営に関する指針

1～3 (略)

##### 4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の家族及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

また、4日未満の利用であっても、反復的・継続的に利用することが予定されている利用者については、上記のとおり宿泊サービス計画を作成すること。

##### 【留意事項】

宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の通所介護計画又は介護予防通所介護計画と明確に区分されていること。

5～21 (略)

#### 第5 届出及び公表

##### 1 宿泊サービスを提供する場合の届出

(1) 指定通所介護事業所等が指定通所介護等の提供以外の目的で、宿泊サービスを提供しようとする場合は、宿泊サービスの提供を開始する前に、別紙様式に基づき当該指定通所介護事業所等の指定権者に宿泊サービスの内容を届け出ること。

(2) 宿泊サービス事業者は、(1)で届

#### 第4 運営に関する指針

1～3 (略)

##### 4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の家族及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の通所介護計画又は介護予防通所介護計画と明確に区分されていること。

5～21 (略)

け出た内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから10日以内に別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。

(3) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止の日の1月前までに別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。また、休止した当該宿泊サービスを再開する場合には、再開する前に別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。

(4) 別紙様式は指定権者が定めるものを用いること。

## 2 情報公表

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護事業所等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号)第4の20(1)に準拠すること。

## 第6 他法及び他制度との関係

1～3 (略)

## 第5 他法及び他制度との関係

1～3 (略)